WATER DIRECT

平成 26 年 1 月 17 日

各　位

会　社　名　株式会社ウォーターダイレクト
代 表 者 名　代 表 取 締 役
執 行 役 員 社 長　伊 久 間　努
(コード番号：2588 東証マザーズ)
問 合 せ 先　取締役執行役員
管　理　部　長　栗　原　智　晴
（TEL　０３－５４８７－８１０１）

第三者割当による新株式発行、新株予約権の発行及び東京証券取引所本則市場への上場市場変更申請に関するお知らせ

平成 26 年 1 月 17 日開催の当社取締役会において、株式会社光通信に対して、第三者割当による新株式発行及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件決議に伴い、主要株主である筆頭株主の異動が発生する予定であります。詳細は、本日別途開示しております「主要株主である筆頭株主の異動のお知らせ」をご参照ください。

また、当社は平成 25 年 12 月 13 日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所本則市場への上場市場変更申請を行う旨を決議し、同日付で株式会社東京証券取引所に申請を行っております。しかしながら、当社の申請に基づく株式会社東京証券取引所の承認の可否及び時期については不確定であります。

記

１．募集の概要

（１）第三者割当による新株式発行

(1)　払　込　期　日	平成 26 年２月３日(月)
(2)　発 行 新 株 式 数	普通株式　767,900 株
(3)　発　行　価　額	１株につき金 554 円
(4)　発 行 価 額 の 総 額	金 425,416,600 円
(5)　資　本　組　入　額	１株につき金 277 円
(6)　資本組入額の総額	金 212,708,300 円
(7)　募集又は割当方法	第三者割当の方法により、株式会社光通信に 767,900 株を割り当てる。
(8)　そ　の　他	上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。

（２）新株予約権の発行

(1)　割　当　日	平成 26 年２月３日(月)
(2)　発行新株予約権数	3,840 個
(3)　発　行　価　額	１個につき金 7,696 円

(4) 当該発行による潜在株式数	384,000 株
(5) 資金調達の額	227,312,640 円 （内訳）発行時　29,552,640 円 行使時　197,760,000 円
(6) 行使価額	１株につき 515 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、株式会社光通信に 3,840 個を割り当てる。
(8) その他	１．上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。 ２．新株予約権の行使の条件 (1) 新株予約権者は、平成 26 年、平成 27 年、平成 28 年の各事業年度にかかる新株予約権者が獲得した当社の顧客獲得件数（以下「顧客獲得件数」という）が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、顧客獲得件数 の定義に変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。 ①平成 26 年の顧客獲得件数が 30,000 件以上の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 1/3 を平成 27 年４月１日から平成 34 年３月 31 日までの期間に行使することが出来る。 ②平成 27 年の顧客獲得件数が 30,000 件以上の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 1/3 を平成 28 年４月１日から平成 34 年３月 31 日までの期間に行使することが出来る。 ③平成 28 年の顧客獲得件数が 30,000 件以上の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 1/3 を平成 29 年４月３日から平成 34 年３月 31 日までの期間に行使することが出来る。 ④上記①を達成出来なかった場合において、平成 26 年及び平成 27 年の累計の顧客獲得件数が 60,000 件以上の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 2/3 を平成 28 年４月１日から平成 34 年３月 31 日までの期間に行使することが出来る。 ⑤上記①②どちらか一方のみ達成している場合において、平成 26 年、27 年及び 28 年の累計の顧客獲得件数が 90,000 件以上の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 2/3 を平成 29 年４月３日から平成 34 年３月 31 日までの期間に行使することが出来る。 ⑥上記①②のどちらも未達成の場合において、平成 26 年、27 年及び 28 年の累計の顧客獲得件数が 90,000 件以上

	の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の全てを平成 29 年４月３日から平成 34 年３月 31 日までの期間に行使することが出来る。 (2)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 (3)本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

２．募集の目的及び理由

（１）第三者割当による新株式発行

当社が属する宅配水業界におきましては、東日本大震災以降の飲料水への「安心」・「安全」・「安定供給」に対する需要の高まりを受け、着実な成長を続けているものの、大手企業等の参入もあり競争が激化しております。

そのような厳しい環境のなか、当社の競争力のさらなる強化のためには顧客ニーズを捉えた機能性・デザイン性の高い魅力的な次世代ウォーターサーバーの開発、製造コストの低減によるさらなる収益性の改善が早急な経営課題となっております。

水製造設備を保有する富士吉田工場からほど近い南都留郡富士河口湖町に、現在、富士吉田工場の一角のスペースを利用している PET 容器やウォーターサーバーの総合的な開発施設や、現在他社より仕入れている PET 容器の元となるプリフォーム（試験管の形をした PET 容器の原型）を自社において生産を可能とする成型設備を自社で保有することで製造コストの低減によるさらなる収益性の改善による売上総利益率の改善を図ることができることで、上記の経営課題を解決し、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を図ることが可能であると判断いたしました。

本件設備投資の資金調達にあたり、当社は借入金依存度が高く財務体質の強化が必要であることから、金融機関からの借入金での資金調達はさらに借入金依存度を高くするため適切ではないこと、さらに、当社が本件設備投資を検討している時期に、今回の割当予定先である株式会社光通信より、同社より販売強化の一環として当社の株式を保有したい旨の打診があったことから、同社に当社株式を引き受けてもらうことにより、長期的かつ安定的に同社との関係を強化することが可能であると判断し、資金調達の手段として公募増資では同社の要望に応えることができないこと、また、同社が TOB で当社株式を取得するという方法も検討しましたが、同社が取得できる株式数が確実なものとはならず、さらに多額の費用が必要となり、かつ、同社が必要とする当社株式取得のための資金負担が増加する可能性があることから現実的ではないという結論に達し、本件の目的に照らせば、同社に対する第三者割当による新株式発行が実現可能性が最も高い手段と言えるという結論に至り、本第三者割当による新株式発行を選択いたしました。

本第三者割当による新株式発行により発行済株式総数が 11.11%増加するものの、プリフォーム成型設備を導入することにより、原価の大幅な低減が可能となることで当社の収益構造が大きく改善され、ひいては株主価値の増大につながるものと考えております。

（２）新株予約権の発行

上記（１）に記載のような競争が激化している環境のなか、当社の競争力のさらなる強化のためには新規顧客獲得を行ううえで強力な営業協力先との提携が不可欠であり、従来にも増した積極的な新規顧客開拓により中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を図ることができるものと考えております。

新規顧客獲得について、具体的な数値目標を設定し、目標達成への意欲及び士気を向

上させ、株主として利害を共有化することで、その目標達成をより確実なものとすることができることから、行使条件に直近の当社の顧客獲得実績（平成25年４月～９月実績約30,200件）を参考に当社と割当予定先で協議して決定した年間の割当予定先が獲得した顧客獲得件数（当社及びOEM商品の定期購入契約者数）を達成することによって行使可能となる業績達成条件を付した新株予約権を発行することが有効であるとの判断に至りました。

割当予定先である株式会社光通信がこれまで培ってきたテレマーケティング等のダイレクトマーケティングにより、従来の当社にはない販売チャネルの拡大を図ることが可能となるほか、当社との合弁会社の設立（注）など事業提携を進めていく中で、当社グループ全体として競争力の向上及び経営効率の改善を図ることができ、これにより、お客様満足度の向上と企業価値の向上を目指すものであります。

上記理由により、割当予定先企業の意欲及び士気を向上させ株主として利害共有化を図ることを目的として、有償にて新株予約権を発行するものであります。

（注）合弁会社の設立に関する詳細は、平成26年１月17日付「株式会社光通信との合弁会社（子会社）設立に関するお知らせ」をご参照ください。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定期間

（１）第三者割当による新株式発行

（ア）調達する資金の額

① 払込金額の総額	425,416,600円
② 発行諸費用の概算額	3,000,000円
③ 差引手取概算額	422,416,600円

（注１）発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（注２）発行諸費用の概算額は、登記費用、書類作成費用、その他費用を合わせ、3,000千円を見込んでおります。

（イ）調達する資金の具体的な使途

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額（円）	既支払額（円）		着手	完了	
開発センター（山梨県富士河口湖町）	ホーム・オフィス・デリバリー事業	開発センター土地及び建物設備	300,000,000	－	増資資金	平成26年２月	平成26年９月	－
開発センター（山梨県富士河口湖町）	ホーム・オフィス・デリバリー事業	プリフォーム成型設備	122,416,600	－	増資資金	平成26年２月	平成26年９月	月産1,200千本

（注）調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

本第三者割当による新株式発行においては、顧客ニーズを捉えた機能性・デザイン性の高い魅力的な次世代ウォーターサーバーの開発施設や、PET容器の元となるプリフォームの自社成型設備を導入し、製造コストの低減という課題解決のための設備投資資金として充当予定であります。

特に、プリフォームの自社成型設備を導入することで、原価率を7～8%程度削減することが可能となり、当社の収益構造の改善に大きく貢献する見込みです。

（２）新株予約権の発行

（ア）調達する資金の額

① 払込金額の総額	227,312,640円 （内訳） 発行時 29,552,640円 行使時 197,760,000円
② 発行諸費用の概算額	3,000,000円
③ 差引手取概算額	224,312,640円

（注１）払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合は払込金額の総額は減少します。

（注２）発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

（注３）発行諸費用の概算額は、登記費用、書類作成費用、その他費用を合わせ、3,000千円を見込んでおります。

（注４）行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

（注５）調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

（イ）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
金融機関に対する借入金（運転資金）の返済	224,312,640円	平成26年２月～平成34年３月

本新株予約権におきましては、対象者の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としたものであること、また、本新株予約権者の判断により行使がなされる性質のものであるため、払込金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難でありますが、当社は借入金依存度が高く財務体質の強化が必要であることから、財務体質強化のため金融機関に対する借入金（運転資金）の返済に充当する見込みであります。

したがいまして、当社は本新株予約権の行使が進まなかった場合であっても、借入金の返済には支障がないものと判断しております。

４．資金使途の合理性に関する考え方

上記「２．募集の目的及び理由」に記載の通り、顧客ニーズを捉えた機能性・デザイン性の高い魅力的な次世代ウォーターサーバーの開発、製造コストの低減によるさらなる収益性の改善という経営課題について、開発センターの設置及びプリフォーム成型設備の導入により解決される見込みが高いこと、また、当社は借入金依存度が高く財務体質の強化が必要であることから、金融機関からの新規借入れを減らし、借入金の返済をすすめることで財務基盤の安定化が図れることから、上記「３．（１）の（イ）及び（２）の(イ)調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途には合理性があると判断しております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

①第三者割当による新株式発行

本第三者割当による新株式発行の払込金額につきましては、割当予定先である株式会社光通信との協議の結果、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日である平

成 26 年１月 16 日を基準とする直近１カ月間の平均株価 583 円（円位未満四捨五入。以下同じ）を元に 5.0％（少数第二位を四捨五入。以下同じ）ディスカウント した 554 円を採用することといたしました。

直近１カ月間の平均株価を選んだ理由といたしましては、過去６か月における当社の普通株式の市場における出来高の平均値は約 25 千株程度と市場流動性が低く、わずかな取引量により急激な値動きが生じる可能性があることから、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平均化された値を採用するほうが一時的な株価変動の影響等の特殊要素を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理性があると判断したためであります。また、当該払込金額は、割当予定先から、当社の発行済株式総数と本第三者割当による新株式発行により発行される新株式数、また、当社株式の流動性が低く、ボラティリティが高いという状況において、長期間にわたり当社の事業及び株式市場、その他当社株式の株価に与える影響を引き受けるリスク等を加味したうえでディスカウントの要求が有り、当社といたしましては、今回の割当予定先との関係強化による当社への将来的な収益貢献へのインパクト、さらに、割当予定先が発行される新株式を長期保有する方針であること等を考慮して、両者で継続的に協議したうえで決定したものであります。

本第三者割当による新株式発行により、一定程度の希薄化をすることとなりますが、競争が激しくなりつつある宅配水業界で業界内シェアを上げていくためには、魅力ある商品開発や製造コストの低減、また、強力な販売網の構築が必須であると考えており、中長期的には、今回の増資による資金を設備投資に投下することは、株主様の利益に資するものと考えております。

なお、当該払込金額につきましては、直前営業日の終値 592 円からのディスカウント率が 6.4％、直前営業日までの過去１ヶ月間の終値の平均値 583 円からのディスカウント率が 5.0％、直前営業日までの過去３ヶ月間の終値の平均値 669 円からのディスカウント率が 17.2%、及び直前営業日までの過去６ヶ月間の終値の平均値 740 円からのディスカウント率が 25.1%となっております。

かかる払込金額は、日本証券業協会『第三者割当増資の取扱に関する指針』（平成 22 年４月１日付)にも準拠しております。当社取締役会は、当該払込金額が同指針に準拠したものであること等の理由により、払込金額は特に有利な金額ではないとの結論に至りました。なお、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大のためには新たな設備投資を行う必要性が認められる一方、借入れにより必要資金を調達することは当社の借入依存度を高める結果となり適当でないこと、また、資金調達の手段としての公募増資では割当予定先の要望に応えることができないこと、株主割当の方法も割当予定先の要望に応えることができず、資金調達額も不確実であり、手続に必要な時間及びコストを考慮すると現実的ではなこと、以上のことより、本第三者割当による新株式発行によって、割当予定先との長期的かつ安定的な関係を作ることが可能となるというメリットが存在することから、当社取締役会は、本第三者割当による新株式発行の必要性が認められると判断いたしました。さらに、上記のように本第三者割当による新株式発行の払込金額は特に有利な金額ではなく、割当予定先との関係構築により当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を図ることが可能であると考えられることから、当社取締役会では、希薄化の程度は相当であると判断いたしました。これらを総合的に考慮し、当社取締役会は、本第三者割当による新株式発行は、少数株主の利益を棄損するものではないとの判断に至り、当該払込金額を相当と判断しました。

なお、平成 26 年１月 17 日開催の取締役会に出席した監査役３名（うち社外監査役２名）は、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に準拠して算定されたものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、財務

体質の改善や収益性を向上させるもので、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利な金額又は特に有利な条件による発行には該当しない旨の意見を表明しております。

②新株予約権

本新株予約権１個あたりの発行価額は、7,696 円とすることといたしました。当該金額は、第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリー（東京都港区麻布一丁目７番７号　代表取締役社長 小幡 治）が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルである多変量数値解析法によって算出した本新株予約権１個当たりの金額と同額であり、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得し、その算定結果を参考に決定したものであります。

また、本新株予約権の行使価額は、当社株式の株価動向、当社の資金需要、既存株主の皆様に与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議・交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である発行決議日前日終値から発行価額相当額を差し引いた金額を行使価額とすることで合意がなされ、結果として、発行決議日前日終値 592 円から発行価額相当額 77 円を差し引いた 515 円が行使価額となっております。

上記の通り、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーが新株予約権の発行価額の算定手法として、一般的なオプション価格算定モデルである多変量数値解析法を用いて公正価値を算定しており、当該第三者機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、また、行使価額につきましても、発行決議日前日終値から発行価額を差し引いた金額を行使価額とすることで当社が本新株予約権が行使された場合に総額で発行決議日前日終値を基準とした金額を調達することが可能となることから、本新株予約権の発行価額及び行使価額は、適正かつ妥当な価額であり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、出席取締役全員の賛成により、本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、平成 26 年１月 17 日開催の取締役会に出席した監査役３名（うち社外監査役２名）からは、株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断でき、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新株式発行及び本新株予約権行使により増加する株式数は、1,151,900 株（議決権 11,519 個であり、本第三者割当による新株式発行及び本新株予約権行使により当社の平成 25 年 12 月 31 日現在の発行済株式数 6,910,500 株（総議決権個数 69,090 個）に対して 16.7%（総議決権に対する割合 16.7%）で希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当による新株式発行及び本新株予約権は、上記「２．募集の目的及び理由」に記載の通り、製造コストの低減によるさらなる収益性の改善による売上総利益率の改善、また、新株予約権の行使条件に新規顧客獲得件数という業績条件

を付与することで売上高の増加が見込めることから、当社の将来的な収益拡大に大きく貢献することが見込まれ、株式希薄化により減少する既存株主の利益を十分補えるものであると判断しております。

したがって、当社は本第三者割当による新株式発行及び本新株予約権行使により一時的な株式の希薄化は生じるものの、その効果を鑑み、その発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

６．本第三者割当による新株式及び本新株予約権の割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

(1) 名称	株式会社光通信
(2) 所在地	東京都豊島区西池袋一丁目４番 10 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 重田 康光 代表取締役社長 玉村 剛史
(4) 事業内容	移動体通信事業、OA 機器販売事業、固定回線取次事業、法人向け携帯電話販売事業、インターネット関連事業、保険代理店事業、ビジネスソリューション事業 他
(5) 資本金	54,259 百万円
(6) 設立年月日	昭和 63 年２月５日（登記上は昭和 27 年４月１日）
(7) 発行済株式数	47,749,642 株（平成 26 年１月 17 日時点）
(8) 決算期	３月末日
(9) 従業員数	781 名（単体　平成 25 年３月末日時点）
(10) 主要取引先	ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI 株式会社 シャープ株式会社　他
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行　他
(12) 大株主及び持株比率（平成 25 年９月末時点）	有限会社光パワー 38.2% 重田　康光 12.1% 玉村　剛史 2.1% 有限会社テツ 2.1% 有限会社マサ 2.1% 有限会社ミツ 2.1% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1.8% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1.7% 儀同　康 0.8% 光通信従業員持株会 0.7%
(12) 当社との関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	株式会社光通信の連結子会社である株式会社マーケティングエーは、当社の販売取次店であります。
関連当事者への該当事項	該当事項はありません。

(13) 最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
連結純資産	109,411 百万円	106,167 百万円	123,854 百万円
連結総資産	228,885 百万円	231,097 百万円	251,251 百万円
１株当たり連結純資産	1,879.76 円	1,924.65 円	2,374.66 円

連結売上高	449,050 百万円	499,305 百万円	500,312 百万円
連結営業利益	2,594 百万円	18,371 百万円	24,594 百万円
連結経常利益	1,159 百万円	17,627 百万円	27,186 百万円
連結当期純利益	△701 百万円	7,828 百万円	16,887 百万円
1株当たり連結当期純利益	△13.02 円	149.58 円	343.15 円
1株当たり配当金	60.00 円	70.00 円	94.00 円

（２）割当予定先を選定した理由

今回の割当予定先であります株式会社光通信は、中小企業等への訪問販売や、コールセンターを使ったテレマーケティングに強みを持つ会社であり、また、同社のネットワークを活用し、当社がこれまでリーチできなかった顧客層への販路拡大も見込めることから、デモ販売を主力の販売チャネルとする当社にとっては、デモ販売以外の強力な販売チャネルを確保することができること、また、2013 年８月より同社の連結子会社である株式会社マーケティングエーと販売取次店契約を締結し、営業活動を行っていただいておりますが、同社より当社事業へ本格的に参入するにあたり、同日付で発表しております同社との合弁会社を設立し営業を強化するとともに、当社株式についても保有したい旨の打診があったことから、同社とのさらなる関係強化が今後の当社の事業拡大において重要との判断に至り割当先に選定したものであります。

なお、株式会社光通信の反社会的勢力との関係に関しては、同社は東京証券取引所第一部に上場している法人であり、同社が東京証券取引所に提出した平成 25 年 11 月 29 日付「コーポレート・ガバナンス報告書」のうち、「内部統制システム等に関する事項」において公表されている同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容、当社所定の反社会的勢力との関わりについての審査結果等により、同社並び同社の役員及び主要株主が意図して反社会的勢力と関係を持っている事実は一切ないと判断しております。

（３）割当予定先の保有方針

当社は、株式会社光通信より、当社株式及び新株予約権を長期的に保有する方針であることを書面で確認しております。

なお、当社は、同社から、同社が払込期日から２年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、株式会社光通信について、同社の第 26 期有価証券報告書（自 平成 24 年４月１日 至 平成 25 年３月 31 日）及び第 27 期第２四半期報告書（自 平成 25 年７月１日 至 平成 25 年９月 30 日）に基づき経営成績及び財政状態を確認し、かつ、同社より新株式の引受けにかかる資金（425 百万円）及び新株予約権の引受にかかる資金（29 百万円）の確保に関し、預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しております。なお、本第三者割当の新株式発行については、株式会社光通信より払込期日に全額を払い込むことの確約をいただき、払込みに支障がない旨の確認書も受領しており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

以上により、割当予定先の資金等の状況については、当社への払込日時点において要

する資金については特段問題がなく、本第三者割当による新株式発行及び本新株予約権の発行についての払込みに関して確実性があるものと判断しております。

7．募集後の大株主及び持株比率

募　集　前 （平成 25 年 9 月 30 日現在）		募　集　後 （第三者割当による新株式発行後） （注3）		募　集　後 （第三者割当増資による新株式発行及び新株予約権行使後） （注３）	
日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ六号投資事業有限責任組合	15.66%	株式会社光通信	15.00%	株式会社光通信	18.94%
野村信託銀行（信託口 2052131）	8.53%	日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ六号投資事業有限責任組合	13.67%	日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ六号投資事業有限責任組合	13.04%
野村信託銀行（信託口 2052130）	8.53%	野村信託銀行（信託口 2052131）	7.45%	野村信託銀行（信託口 2052131）	7.11%
株式会社アイケアジャパン	8.25%	野村信託銀行（信託口 2052130）	7.45%	野村信託銀行（信託口 2052130）	7.11%
ピグマリオン１号投資事業有限責任組合	4.89%	株式会社アイケアジャパン	7.20%	株式会社アイケアジャパン	6.87%
日本テクノロジーベンチャーパートナーズ P2 号投資事業組合	4.00%	ピグマリオン１号投資事業有限責任組合	2.00%	ピグマリオン１号投資事業有限責任組合	1.91%
株式会社コスモライフ	3.90%	日本テクノロジーベンチャーパートナーズ P2 号投資事業組合	3.50%	日本テクノロジーベンチャーパートナーズ P2 号投資事業組合	3.34%
三木谷　浩志	3.47%	株式会社コスモライフ	3.41%	株式会社コスモライフ	3.25%
日本証券金融株式会社	2.99%	三木谷　浩史	3.03%	三木谷　浩史	2.89%
日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ七－Ａ号投資事業有限責任組合	2.43%	日本証券金融株式会社	2.61%	日本証券金融株式会社	2.493%

（注１）新株式発行前の大株主構成は、平成 25 年 9 月 30 日時点の株主名簿をもとに作成しております。

（注２）持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（注３）当社は、平成 26 年 1 月 17 日付で、筆頭株主である日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ六号投資事業有限責任組合他株主２名が、当社株式合計 420,000 株を株式会社光通信へ譲渡することを確認しており上記「募集後」については本株式移動を考慮した持分比率を記載しております。したがって、平成 26 年２月３日をもって株式会社光通信の所有する当社株式数は、本第三者割当による新株式発行により増加する株式 767,900 株と合算し 1,187,900 株となり筆頭株主になる見込みであります。詳細は、平成 26 年 1 月 17 日開示の「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

8．今後の見通し

本第三者割当による新株式発行及び本新株予約権発行による平成 26 年３月期以降の業績に与える影響につきまして、「２．募集の目的及び理由」に記載しておりますプリフォームを自社において生産を可能とする成型設備を導入することにより製造コストの低減が図られ、売上総利益の増大が見込まれること、また、新株予約権の行使条件となっている業績条件を割当対象先である株式会社光通信が満たした場合には、確実に当社の収益に大

きく貢献すること、以上のことから当社の業績改善が図られる見通しであります。

９．企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

10．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績

	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
売上高	1,782 百万円	5,471 百万円	7,194 百万円
営業利益	53 百万円	277 百万円	446 百万円
経常利益	37 百万円	239 百万円	387 百万円
当期純利益	△36 百万円	247 百万円	358 百万円
１株当たり当期純利益	△18.39 円	124.05 円	179.13 円
１株当たり配当金	―	―	―
１株当たり純資産	240.28 円	363.34 円	614.67 円

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,910,500 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	796,800 株	11.53%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―

（３）最近の株価の状況

①最近３年間の状況

	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
始値	―円	―円	1,200 円
高値	―円	―円	1,210 円
安値	―円	―円	706 円
終値	―円	―円	746 円

（注１）平成 25 年３月 15 日をもって株式会社東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

（注２）平成 25 年 10 月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。平成 25 年３月期の株価については当該株式分割を考慮しております。

②最近６か月間の状況

	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月
始　　値	790 円	696 円	791 円	832 円	651 円	604 円
高　　値	946 円	827 円	868 円	837 円	654 円	609 円
安　　値	692 円	675 円	705 円	616 円	520 円	578 円
終　　値	700 円	804 円	828 円	653 円	600 円	595 円

（注）平成 25 年 10 月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。９月期以前の株価については当該株式分割を考慮しております。

③発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年１月 16 日
始　　値	600 円
高　　値	601 円
安　　値	590 円
終　　値	592 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募による新株式発行

払　込　期　日	平成 25 年３月 14 日
調達資金の額	255,000,000 円（差引手取概算額 248,000,000 円）
発　行　価　額	300,000,000 円（引受価額）
募集時における発行済株式数	1,991,000 株
当該募集による発行株式数	250,000 株
募集後における発行済株式総数	2,241,000 株
発行時における当初の資金使途	富士吉田工場の水製造設備の増設資金
発行時における支出予定時期	平成 25 年４月～平成 25 年 10 月
現時点における充当状況	当初の資金使途に充当済みであります。

・オーバーアロットメントの売出しに係る第三者割当による新株式発行

払　込　期　日	平成 25 年３月 14 日
調達資金の額	38,250,000 円（差引手取概算額 37,250,000 円）
発　行　価　額	45,000,000 円（引受価額）
募集時における発行済株式数	2,241,000 株

当該募集による発行株式数	37,500株
募集後における発行済株式総数	2,278,500株
発行時における当初の資金使途	富士吉田工場の水製造設備の増設資金
発行時における支出予定時期	平成25年4月～平成25年10月
現時点における充当状況	当初の資金使途に充当済みであります。

・新株予約権の発行

発行期日	平成25年7月1日
募集時における発行済株式数	2,293,500株
当該発行による潜在株式数	180,000株
発行価額	新株予約権1個当たり3,300円
新株予約権数	600個（1個当たり300株）
行使価額	1株あたり961円
調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	174,960,000円（発行価額と行使価額の合計額）
資金使途	運転資金
割当先	伊久間　努（当社代表取締役）
現時点における行使状況	行使済み株式数　0株
現時点における充当状況	新株予約権は行使されておらず、上記資金使途には充当されておりません。

11．発行要項

（1）第三者割当による新株式発行

①	発行新株式数	普通株式767,900株
②	発行価額	1株につき金554円
③	発行価額の総額	425,416,600円
④	資本組入額	277円（1株につき金212,708,300円）
⑤	募集または割当方法	第三者割当の方法による
⑥	申込期日	平成26年2月3日（月）
⑦	払込期日	平成26年2月3日（月）
⑧	割当先及び割当株式数	株式会社光通信　767,900株
⑨	その他	上記各号については、金融商品取引法による届け出の効力発生を条件とします。

（２）新株予約権の発行

１．新株予約権の数　3,840 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 384,000 株とし、下記３．（１）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

２．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権１個あたりの発行価額は、金 7,696 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルである多変量数値解析法によって算出した結果を参考に決定したものである。

３．新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行決議日前日の株価終値から発行価額相当額を差引いた金 515 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行

済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成 27 年４月１日から平成 34 年３月 31 日までとする。（但し、平成 34 年３月 31 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成 26 年、平成 27 年、平成 28 年の各事業年度にかかる新株予約権者が獲得した当社の顧客獲得件数（以下「顧客獲得件数」という）が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、顧客獲得件数の定義に変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成 26 年の顧客獲得件数が 30,000 件以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 1/3 を平成 27 年４月１日から平成 34 年３月 31 日までの期間に行使することが出来る。

(b) 平成 27 年の顧客獲得件数が 30,000 件以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 1/3 を平成 28 年４月１日から平成 34 年３月 31 日までの期間に行使することが出来る。

(c) 平成 28 年の顧客獲得件数が 30,000 件以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 1/3 を平成 29 年４月３日から平成 34 年３月 31 日までの期間に行使することが出来る。

(d) 上記(a)を達成出来なかった場合において、平成 26 年及び平成 27 年の累計の顧客獲得件数が 60,000 件以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 2/3 を平成 28 年４月１日から平成 34 年３月 31 日までの期間に行使することが出来る。

(e) 上記(a)(b)どちらか一方のみ達成している場合において、平成 26 年、27 年及び 28 年の累計の顧客獲得件数が 90,000 件以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 2/3 を平成 29 年４月３日から平成 34 年３月 31 日までの期間に行使することが出来る。

(f) 上記(a)(b)のどちらも未達成の場合において、平成 26 年、27 年及び 28 年の累計の顧客獲得件数が 90,000 件以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の全てを平成 29 年４月３日から平成 34 年３月 31 日までの期間に行使することが出来る。

② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

③ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．新株予約権の割当日

平成 26 年２月３日

５．新株予約権の取得に関する事項

（１）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（２）新株予約権者が権利行使をする前に、上記３．（６）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

６．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記３．（１）に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．（２）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上記３．（３）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．（３）に定める行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．（４）に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限
　　譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
（８）その他新株予約権の行使の条件
上記３．（６）に準じて決定する。
（９）新株予約権の取得事由及び条件
上記５に準じて決定する。
(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
７．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
８．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成 26 年２月３日
９．新株予約権の割当てを受ける者及び数
株式会社光通信　　3,840 個

以　上